

石川県知事の建設業許可に係る取扱い変更について

○郵送受付の開始

建設業許可関係事務について、郵送受付を開始します。手続きの詳細については、「建設業関係事務の郵送受付開始について」をご参照ください。

○原本確認の廃止

専任技術者の要件確認書類（卒業証書、資格者証、合格証など）について、原本提示を不要とします。

○業態証明書の取扱い

【現状】

金沢市にあっては、証明者は町会長を原則とする。町会長の証明が得られない場合は、証明期間につき許可(登録)営業実績を有する他の建設業者の証明とします。

【変更後】

金沢市にあっては、証明期間につき許可(登録)営業実績を有する他の建設業者または町会長の証明とします。

○スケジュール

施行日：令和3年4月1日